

議案第 34 号

前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について

令和 2 年 3 月 3 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年前橋市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「5 年」を「10 年」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。